

## 土砂災害特別警戒区域への支援制度（その1）

# 住宅・建築物 土砂災害対策改修 補助金

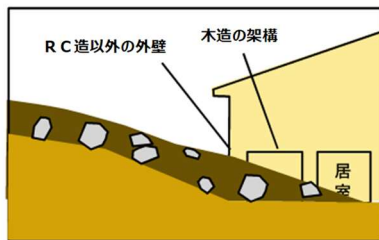
### 目的

土砂災害特別警戒区域内に建てられている住宅や建築物（以下「住宅等」といいます。）の土砂災害対策のための改修に要する費用の一部を補助することにより、土砂災害から区民の安全・安心を確保する。

### 制度の概要

土砂災害特別警戒区域内に建てられている住宅等について、土砂崩れに対して構造耐力上の安全性を有する外壁や塀の設置をしようとする方に、工事費の一部を補助します。

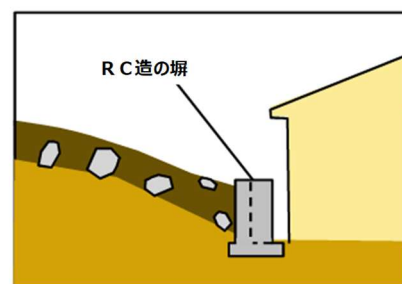
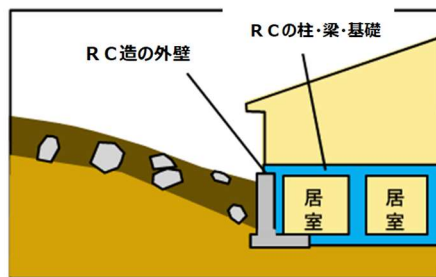
土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないもの



(イメージ)

改修

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しているもの(例)



想定される衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート（RC）造の外壁等を設ける

### ●補助対象となる住宅等（次のイ～ロまでの要件を満たすもの）

- イ 土砂災害特別警戒区域内にあり、区域に指定される前から建てられている既存不適格住宅等であること
- ロ 居室（居住や執務、作業、集会などのために継続的に使用する室をいいます。）を有するもので、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないこと
- ハ 土砂災害対策改修の結果、土砂災害に対して安全な構造となること（建築基準法施行令第80条の3の規定に適合する構造となること）

### ●補助率と補助限度額

補助率は、改修工事費の23%（ただし、補助限度額は **77万2千円** となります。）

### お問い合わせ先

世田谷区 市街地整備課 宅地防災促進担当 03-6432-7158